

これまでの申請における 教育課程に関する主な不認定相当事例

令和8年3月 総合教育政策局日本語教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

本資料について

- ✓ これまでの認定申請に係る審査において指摘が多い内容の総論については、令和7年8月の説明会の内容のとおり。

- ✓ 本資料は、今後の認定申請に向けた検討の参考としていただくため、「教育課程」に関する内容に限定して、認定基準である「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」（以下単に「指針」という。）との関係性を整理して、改めてその具体的な内容をまとめたもの。

- ✓ なお、
 - － 以下の内容は、実際の申請に対する主な指摘内容を一般化等しており、具体的内容・状況によって、指摘の重大性等が異なること
 - － 審査については、本資料に掲載している内容以外も含めて網羅的に行われるものであることには十分に留意いただきたい。

指針（１）教育課程編成の考え方

指針：５－２（１）【抜粋】

不認定相当事例

○ 教育課程の編成に当たっては、**各機関の教育理念や教育目標、特色に照らし**、当該教育課程において主に対象とする**学習者（生徒）の学習目的や特性等を踏まえた、適切な教育内容、特に、学習者（生徒）が希望する進路に送り出すために**、必要かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施することが求められる。

○ **単に知識を増やすことや試験に合格することを目標にするのではなく**、大学等における専門教育への移行を目的とした教育内容を設定する教育課程や、企業への就職を目指す教育課程の場合は、**特に、学習者（生徒）が目的とする進路への円滑な接続を目指すために必要となる言語的な知識や技能に加え**、学習者（生徒）が自ら、自分を取り巻く社会や学術的な話題に関心を持ち、情報の適切な取捨選択や、多角的な視点で考え発信することなど、**進路先で主に求められる日本語能力を到達目標、学習目標、学習内容に盛り込む。**

○ 教養や自己研さんを目的とした教育課程も含め、各教育課程における設置目的にかかわらず、**日本語を使って様々な課題を解決する能力や、自律的に学習する能力の促進**について到達目標、学習目標、学習内容に盛り込む。

○ 社会的存在としての学習者（生徒）が**協働的に学習する姿勢の醸成**についても、当該教育課程の目的に応じて盛り込む。

- ・機関における理念、教育目標や特色、学習者の背景等を踏まえた具体的な言語能力記述文（Can do）となっていない
- ・自ら掲げる教育理念、教育課程の目的・目標、教育科目、その具体的内容が関連していない／適当ではない
- ・主たる生徒が非漢字圏であるにも関わらず、漢字学習等に関する工夫・配慮が見られない
- ・入学時に想定する生徒の日本語レベルと課程編成に齟齬がある

- ・課程編成は言語知識中心の従来型のもので、日本語教育参照枠や能力記述文とどのように結びつけていくのか等、必要な配慮や工夫が具体的に示されない
- ・（進学を目的とした課程）日本語試験対策に主眼を置く学習内容となっており、参照枠・指針を踏まえた体系的な教育課程となっていない
- ・（就職を目的とした課程）「技術・人文知識・国際業務」か「特定技能」か等、具体の想定進路に対応した課程編成となっていない

- ・自律学習や協働学習を促進するような工夫が見られない

指針（２）教育課程の到達目標・到達レベル

指針：５－２（２）【抜粋】

不認定相当事例

○ 教育課程の到達目標は、別表中の「留学分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）を踏まえ、**具体的な言語能力記述文（以下「Can do」という。）**で設定する。

- ・機関における理念、教育目標や特色、学習者の背景等を踏まえた具体的な言語能力記述文（Can do）となっていない（再掲）
- ・Can doが「～できる」といった表現になっていない、又は言語能力と関係ない内容となっており、到達目標としての体裁を成していない
- ・Can doに抽象的な表現が散見され、学習者と教職員が到達目標に対して共通認識が持てるものになっていない
- ・同一課程内において、異なる到達目標・レベルが設定されている

○ 認定基準第16条第1項の**大学等において教育を受けることを目的に日本語教育を受けることを希望する者を対象とした課程**については、修業期間や想定する具体の進学先にかかわらず、**日本語能力の到達目標がB2相当以上であることを確認**することとする。なお、認定基準第22条第3項に定める各活動においてB2相当に満たないものがある場合であっても、課程としての日本語能力の到達目標がB2相当以上かどうかを総合的に判断することとする。

- ・主たる学習者は高等教育機関への進学を目指す者であるにも関わらず、課程における日本語能力の到達目標がB1となっている

○ 当該**教育課程が目標とする到達レベル**は、「日本語教育の参照枠」で示している**五つの言語活動**（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）の**それぞれの到達レベル、教育課程の設置目的や主たる対象となる学習者（生徒）の背景等を勘案し、総合的に設定**する。なお、五つの言語活動それぞれの到達レベルは、当該教育課程の目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合には、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定することを妨げない。

- ・5つの言語活動ごとの到達目標の多くがB1とされているにも関わらず、課程全体の到達目標がB2となっていることに合理的な説明がなかった

指針（３）修業期間・学習時間、（４）レベル設定及び学期

指針：５－２（３）（４）【抜粋】

不認定相当事例

○ 主たる対象者の背景や出身国・地域、多様な特性（漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするか、学習目的、学習歴、目標とする進路等）、想定する入学当初の日本語レベルを明確にし、具体的にどのような日本語能力を身に付けるかを踏まえ、当該教育課程が目標とするレベルに到達するために適切かつ必要な修業期間を設定し、十分な学習時間を確保する。

○ 学習時間は、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和４年１１月２９日文化審議会国語分科会）で示された学習時間の考え方を踏まえ、目安として以下を示す。

～ A 1 : 134～200単位時間程度 A 1 ～ A 2 : 134～200単位時間程度
A 2 ～ B 1 : 200～294単位時間程度 B 1 ～ B 2 : 467～734単位時間程度
B 2 ～ C 1 : 467～734単位時間程度

○ 目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数（原則、**１年にわたり760単位時間以上**）を維持した上で、別表を参照しつつ、週ごと月ごと等の偏りがないよう留意しながら適切に設定する。

○ **漢字を含む文字指導**については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者（生徒）の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。

○ **日本語能力の向上を定期的に評価するため**、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、**修業期間と総学習時間を、適切な学習期間・学習時間で区切り、レベルを設定する。**

○ 留学分野においては、**進学や就労の開始時期を踏まえて設けられた終期と、目標とする到達レベルに達する時期とがずれないように留意する。**

- ・授業科目ごとに定めた学習時間の根拠が不明確であり、授業科目の体系性も確認できない
- ・日本語教育課程編成のための指針に示す学習時間の目安を大きく超えるレベルがあることについて、合理的な説明がなかった
- ・入学時の日本語能力の復習を行うことは妨げられないが、その時間設定が過剰であり、結果として最終的な到達目標の達成が困難となっている
- ・学習時間に鑑みて、最終的にB2という到達目標に達成できる課程編成になっていない
- ・複数のコースで、レベルごとの学習時間が異なるにもかかわらず、到達目標が同じである考え方について、明確な説明が得られなかった

・授業時数に進路指導やホームルーム等、日本語教育に関連しないものが含まれており、結果として日本語学習に関する授業時数が年760単位時間を下回っている

・主たる生徒が非漢字圏であるにもかかわらず、漢字学習等に関する工夫・配慮が見られない（再掲）

- ・教育課程のレベル設定について、参照枠のレベル感と乖離している
- ・学期とレベルの修了時期が異なっていることに起因して、適切な評価の計画が立てられていない

・大学・専門学校への進学を目的とした課程であるにもかかわらず、終期が9月となっており、進学の開始時期と合っていないことについて、合理的な説明が得られなかった

指針（５）学習内容、（６）授業科目、（７）教材等

指針：５－２（５）～（７）【抜粋】

不認定相当事例

○ 当該教育課程においては、主に対象とする学習者（生徒）が求められる日本語能力や言語活動と i ～ iii を踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。

i) 日本語能力【必須】

・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）を盛り込む。

・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略（ストラテジー）能力についても学ぶことができる活動を行う。

ii) 学習を自ら管理する能力【必須】

学習者（生徒）が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。

○ 教育課程の編成に当たっては、当該教育課程の**到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえ授業科目を定める。**

○ 授業科目ごとに、当該教育課程における**一授業科目の全体としての到達目標、学習時間**を定め、**設定した一定の期間におけるレベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材**を定める。

○ **学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材**を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成する。

○ 一つの教材を複数のレベルや複数の授業科目にまたがって横断的に使用する場合も、授業科目別の目標、学習内容に照らして適切に使い分けられるよう、使用予定の箇所をあらかじめ明確にする。

○ 市販教材や独自に作成した教材を使用する際は、**著作権を侵害することのないように注意**する。

・形式的には5つの言語活動を科目に盛り込んでいるが、例えば「やり取り」などの能力を体系的に伸ばす実質的な授業内容等が設定されているとは言えない

・会話（やり取り）に関する科目が、定型文を覚える活動に終始し、言語の運用能力・方略能力について学ぶことができる活動がない

・学習者が自らの学習計画を立てたり、振り返ったりするような仕掛けがなく、生徒の「学習を自ら管理する能力」を育成することが教育課程に盛り込まれていると判断できない

・宿題を課したりワークシートを蓄積することのみをもって、学習を自ら管理する能力を育成しようとしており、当該能力の育成として十分ではない

・自律学習や協働学習を促進するような工夫が見られない（再掲）

・自ら掲げる教育理念や教育課程の目的・目標、教育科目、その具体的内容が関連していない／適当ではない（再掲）

・具体的なカリキュラム等を踏まえると、到達目標を達成できる学習内容とは言えない

・様式の記載が抽象的／教材の進度に関する内容のみであり、面接においても具体的な授業科目の内容の説明が得られなかった

・（教材ありきで学習内容を決定していること等により、）教材と学習内容とレベル・目標との間に齟齬がある

・教科書・教材が過剰に設定されている、複数科目間で同一教科書を使う際の使用計画が決定されていないなど、実際に教材を授業で用いるにあたり現実的・具体的な計画となっていない

・独自に使用する教材等について、著作権侵害の可能性が高い

指針（８）学習成果の評価、（９）教育課程の修了要件

指針：５－２（８）（９）【抜粋】

不認定相当事例

○ 各教育課程においては、到達目標、学習目標の設定から学習成果の評価方法、評価項目や評価基準、学習活動の設計まで**一貫した方針のもとに編成**する。

○ **学習成果の評価**はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。

○ 評価方法は、単元ごとのテストや定期試験に限定せず、必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、**形成的評価、総括的評価を授業の目的と照らして適切に組み合わせ、必要な評価ツール**を用いる。また、評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。

○ 設定した**評価の内容、基準等については、事前に教員や学習者（生徒）と共有**することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。

○ 教育課程の修了については、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、最低授業時数以上の履修状況、出席率等を勘案した**一定の基準による修了要件を適切に設ける**。

○ また、当該教育課程の開始時に**修了要件を学習者（生徒）に伝える**。

・当該科目の学習目標を達成したかではなく、出席や授業態度等で多くを占める評価方法となっており、学習目標の設定から学習成果の評価方法等までが一貫した方針のもとに編成されていない

・異なるレベル間で、同一のレベル感の評価を反復実施しているものがある

・学習成果を評価しない科目がある

・学期とレベルの修了時期が異なっていることに起因して、適切な評価の計画が立てられていない（再掲）

・話す（やり取り）に関する科目で筆記による試験のみで評価を行う、設置する全ての科目で同じ評価方法を用いる、外部試験の結果を科目の評価とする、自己評価や平常点に関する配点割合が高いなど、授業科目の到達目標等との関連性が乏しい評価項目等となっている

・ポートフォリオによる評価が、成果物を保存するのみに留まっており、科目の目標を達成する手段として適切ではない

・ルーブリック評価を導入されているものの、その評価基準が定まっておらず、成績評価の方法・基準が不明瞭である

・評価の内容・基準について、教員や生徒間での共有がされていない

・学則の内容と実際の評価方法等に乖離がある

・学則において修了要件が具体的に示されていないなど、評価の基準や配点方法等が不明瞭である

・修了要件が出席率、テスト受験や課題提出等のみであり、課程の到達目標に照らした評価が行われていない

・生徒に修了要件が開示されていない